

**【墨田区】「こども誰でも通園制度 総合支援システム（つうえんポータル）」の
利用者アカウントが発行されたら**

(1) 令和8年3月1日以降、順次、認定申請時に入力したメールアドレス宛に利用者アカウント発行のメールが届きます。表示された URL からログインし、まずはパスワードをリセットします。

(2) ログインしたら、「支給認定証」の内容を確認します。

※墨田区では、総合支援システム上で確認できる「支給認定証」と紙で後日郵送される「支給認定証」で項目が異なる部分があります。位置づけとしては、紙で発行されるものが「正式な支給認定証」、システムで見られるものは「参考送付される支給認定証」となります。

(3) 次に、マイページ⇒メニュー⇒「利用者情報管理」⇒「利用者の情報」編集をお願いします。

- ・緊急連絡先等の入力をお願いします。
- ・また、ここで「ログイン時の2段階認証」の設定を有効から無効に変更すると、毎回ワンタイムパスワードを入れなくてもログインできるようになります。

(4) 次に、「利用者情報管理」⇒「こどもの情報」編集をお願いします。

- ・アレルギー等の情報を入力してください。利用する施設が確認しますので、常に最新の情報となるように更新をお願いします。

※定期利用枠の場合は、事前に入力いただくのはここまでで完了です。施設から内定の連絡があったら、事前面談（初回面談）を実施してください。

(5) 【柔軟利用枠の場合】事業者検索で、利用したい事業所を検索します。初めて利用する施設の場合は、「初回面談（事前面談）」の申込みをしてください。同時に「利用予約」もできる施設の場合は、「初回面談（事前面談）」の日付より後になるように予約してください。

※総合支援システムの操作でわからないことがある場合は、区ホームページに掲載されている「利用者マニュアル」「利用者向け Q&A」、総合支援システムのマイページからの「ヘルプデスク」、または墨田区子ども施設課保育給付担当（03-5608-1253）までお問合せください。

【総合支援システムの利用者向け利用マニュアルと墨田区の運用で異なる点について】

マニュアルのページ	墨田区の運用で異なる点
P70 「6-1 認定変更届出」 P71 「6-2 認定消滅届出」	マニュアル上では「認定変更・消滅届出書のテンプレート」をダウンロードして区に提出することになっていますが、墨田区では区ホームページから電子申請をお願いします。 